

公告

長野県立こころの医療センター駒ヶ根の清掃業務について、公募により事業者を選定するので、次のとおり事業の受託者を公募します。

令和3年1月4日

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長 埴原 秋児

1 目的

長野県立こころの医療センター駒ヶ根における清掃業務について、最適な受託業者を選定するために公募型プロポーザルを実施します。

2 委託業務の概要

(1) 発注者

地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こころの医療センター駒ヶ根

(2) 業務名

長野県立こころの医療センター駒ヶ根清掃業務

(3) 業務実施場所

長野県駒ヶ根市下平2901 長野県立こころの医療センター駒ヶ根

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 業務内容

「長野県立こころの医療センター駒ヶ根清掃業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の定めるところによります。

3 応募事業者の資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。

- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 過去3年間に、1年間の継続業務を1回として、2回以上、延床面積9,881㎡以上の病院で、日常清掃業務を元請けとして請け負い、当該業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (10) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2の業務委託基準に適合することを証明できる者又は（一財）医療関連サービス振興会による院内清掃業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。
- (11) （公社）全国ビルメンテナンス協会の認定を受けた建築物清掃管理評価資格取得者が在籍しており、同協会の認定する病院清掃受託責任者を配置できること。
- (12) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

4 公募参加資格の確認手続

本公募の参加希望者は、あらかじめ「公募参加申込書」及び同添付書類等（以下「申込書等」という。）を下記16の場所へ提出し、公募参加資格の有無等について、長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長の確認を受けてください。

(1) 申込書等、実施要項、仕様書及び委託契約書（案）の配布

令和3年1月4日（月）から令和3年1月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に下記16の場所にて配布します。

(2) 提出書類（申込書等）

詳細は、実施要項によります。

(3) 申込書等の受付

令和3年1月4日（月）から令和3年1月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間に下記16の場所まで持参又は郵送のあったものに限り受け付けます。

5 公募参加資格確認結果の通知

申込書等の確認結果及び参加資格の有無については、書面により令和3年1月18日（月）までに通知します。都合により通知予定を変更する場合は、その旨を該当の申請者に連絡します。

6 公募参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 公募参加資格がないと認められた者は、長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長に対してその理由の説明を求めることができます。

説明を求める場合には、書面（様式自由）により令和3年1月19日（火）午後5時

までに、下記16の場所まで持参又は郵送のあったものに限り受け付けます。

- (2) 長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長は、説明を求めた者に対し、令和3年1月20日(水)までに書面により回答します。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書、実施要項、委託契約書(案)等に対する質問がある場合には、書面(様式第5号)により令和3年1月4日(月)から令和3年1月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間に、下記16の場所まで持参又は郵送のあったものに限り受け付けます。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問した者に対し令和3年1月27日(水)までに通知するとともに、下記16の場所にある事務部総務課にて閲覧に供します。

8 現場視察会の開催

本公募への応募を検討する事業者を対象として、次のとおり現場視察会を開催します。なお、参加者の人数は、1者につき2名以内とします。

- (1) 日時
令和3年1月21日(木)午後3時から
- (2) 会場
長野県立こころの医療センター駒ヶ根
- (3) 参加申込方法
「公募参加申込書」(様式第1号)により、下記16の場所へ提出してください。
- (4) その他
詳細は、実施要項によります。

9 事業者の選定方法

- (1) 選定委員会の設置
「長野県立こころの医療センター駒ヶ根清掃業務受託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、提案内容を審査します。
- (2) 事業者の選定
選定委員会において、提出のあった提案書に関し、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ評価を行い、最も優れた提案をした事業者を選定します。
- (3) 審査
詳細は、実施要項によります。

10 提案書等の提出

公募参加資格確認の結果、参加資格があると認められた者は、下記により提案書等を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 清掃業務受託提案書(様式第2号)
 - イ 見積書(様式第3号)
 - ウ 提出部数 9部(内訳: 正本1部、副本(コピー可) 8部)

(2) 提案書等の受付

令和3年1月25日(月)から令和3年2月2日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間に、下記16の場所まで持参又は郵送のあったもの限り受け付けます。

(3) その他

詳細は、実施要項によります。

11 選定委員会の開催

(1) 開催の日時及び場所

令和3年2月10日(水)午後3時より長野県立こころの医療センター駒ヶ根2階大会議室にて行ないます。詳細は、実施要項によります。

(2) 実施内容

清掃業務受託提案書(様式第2号)に基づき、応募事業者によるプレゼンテーションを実施した後、清掃業務全般に関する質疑応答を行います。

(3) その他留意点

詳細は、実施要項によります。

(4) 選考結果

選考結果は、令和3年2月16日(火)までに文書で通知します。

12 契約上限額(消費税及び地方消費税別途)

委託料 1ヶ月当たり 2,000,000円

※ 契約の日から業務開始日の前日までの間は受託準備期間とし、受託準備に係る費用は受託者負担とします。

13 契約の締結

詳細は、実施要項によります。

14 交渉権者の決定取消し

詳細は、実施要項によります。

15 その他

詳細は、実施要項によります。

16 書類等の配付、提出場所及び問合せ先

〒399-4101 長野県駒ヶ根市下平2901

長野県立こころの医療センター駒ヶ根 事務部総務課

(電話：0265-83-3181(代) 内線 696 / ファクシミリ：0265-83-4158)